

# 日本福祉のまちづくり学会関西支部規則

制定 平成23年7月11日

改定 平成27年5月19日

改定 令和6年6月8日

## (組織・名称)

第1条 本会は、「日本福祉のまちづくり学会関西支部」（以下「本支部」）という。本支部は、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「本法人」）の定款で定められた支部であり、この規則は関西支部規則である。

## (事務局)

第2条 本支部の事務局は、支部長の所属先におく。

## (目的)

第3条 本支部は、本法人の定款で定められた目的にあげる、市民生活並びに福祉のまちづくりに関わる理論、研究及び技術の向上と発展に寄与し、本法人と連携しながら、関西においてその実践、普及、啓発を推進することを目的とする。

## (事業)

第4条 本支部は、本法人の定款で定められた事業である、理論・研究・技術向上に関する調査研究を行い、研究会・講演会・研修会・見学会等の開催、および支部構成員相互の情報交換、および広報・宣伝・印刷物の刊行及び頒布を行い、国際協力などその他必要な事業を行う。

## (支部構成員)

第5条 支部構成員は、日本福祉のまちづくり学会の会員であり、関西地方で活動する個人（学生を含む）又は法人である。

## (支部総会)

第6条 支部総会は、本法人の支部構成員で構成する。支部総会は毎年1回、年度終了後、2ヶ月以内で開催する。支部総会は支部長が招集し、支部総会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の時は、議長がこれを決定する。

## (支部役員)

第7条 本支部に次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名

- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 20名以下
- (5) 監事 2名

支部長は、本部で定める支部運営規約にて選出される。監事は支部総会で選出する。副支部長及び幹事は支部長が任命し、うち1名を幹事長として支部長が任命する。

#### (支部役員会)

第8条 支部役員は、支部役員会を構成し、重要事項を審議、決定する。

#### (支部役員任期)

第9条 支部役員任期は本法人で定めた代議員任期に準じ、再任を妨げない。ただし、支部長、副支部長、幹事長の再任については、原則として1回を限度とする。なお、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### (運営経費)

第10条 本支部は本法人からの支部支援費および事業収入等によって運営される。

#### (決算報告)

第11条 本支部の収支決算は、年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を経なければならない。決算報告及び予算案は、支部総会で承認を得るものとする。本支部の会計年度は、本法人の事業年度に準じる。

#### (規則の改正)

第12条 この規則は、第6条の規定に関わらず、支部総会において出席者の3分の2以上の議決を経て、かつ、本部理事会の承認を得なければ、定め、あるいは変更することはできない。

#### (顧問及び相談役)

第13条 本支部に顧問及び相談役を置くことができる。これらは支部役員会の承認を得て、支部長が委嘱する。顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### 附則

1. この規則は、平成23年7月11日をもってその効力を発する。
2. この規則は、平成27年5月19日をもってその効力を発する。
3. この規則は、令和6年6月8日をもってその効力を発する。